

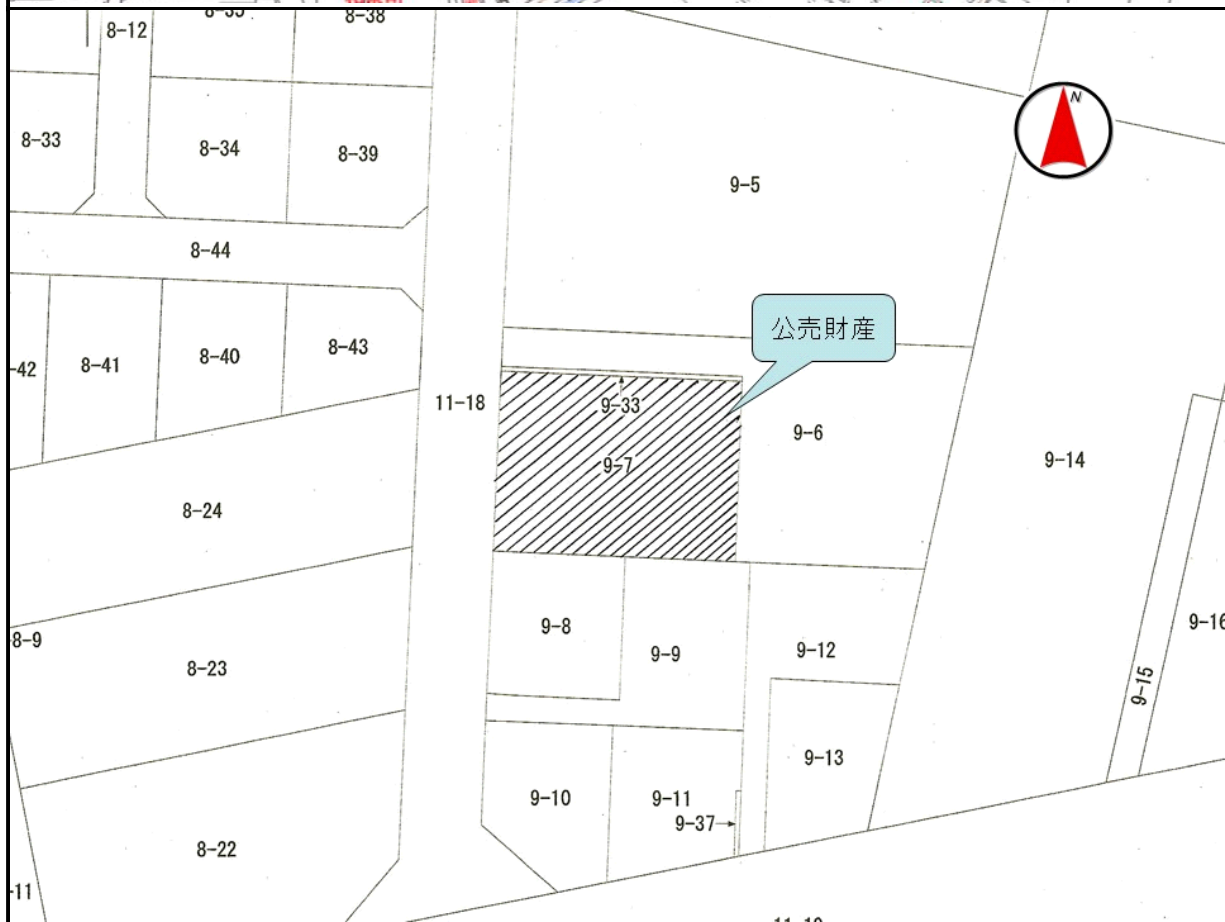
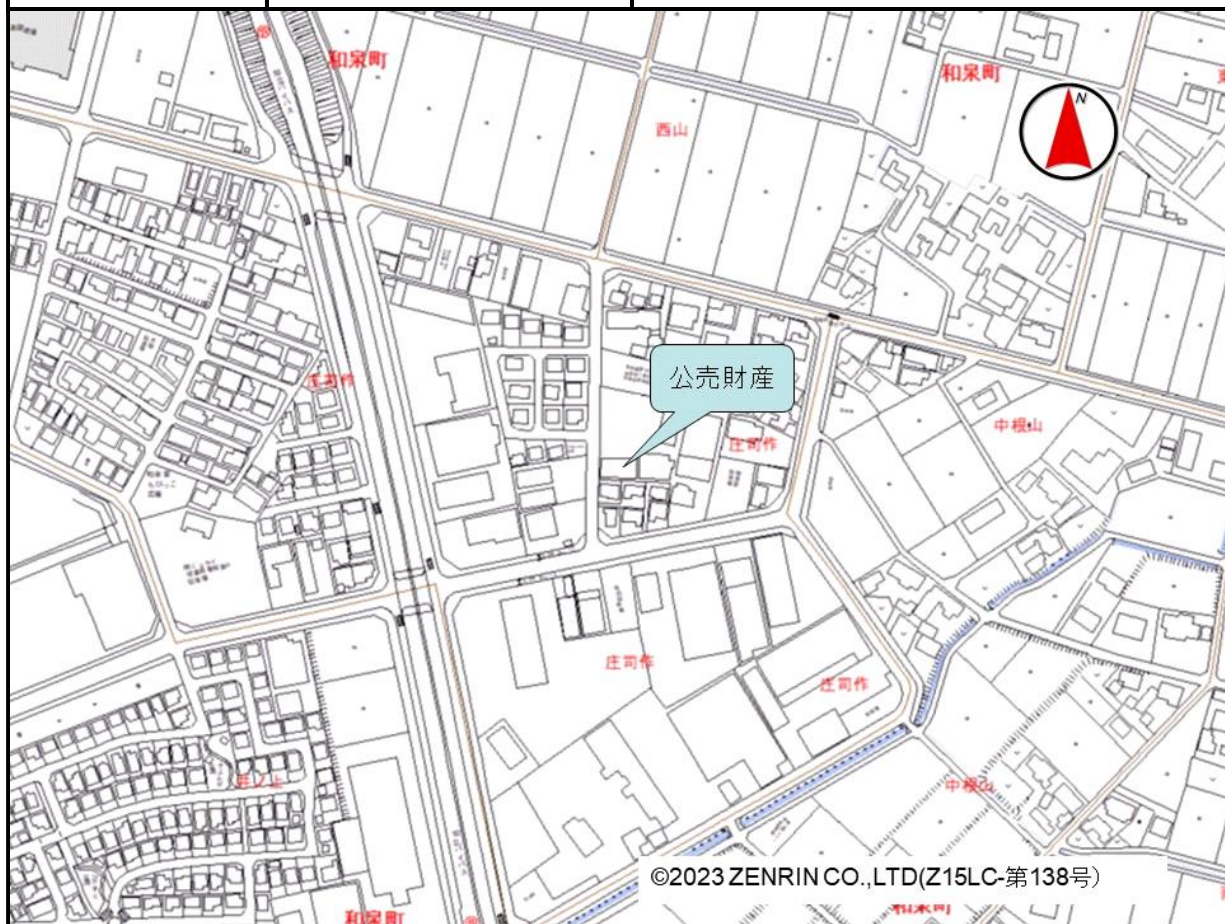
売却区分番号	1021-2		
見積価額	¥680,000	公売保証金	¥100,000
財産の表示	1 (一棟の建物の表示) 所在 愛知県安城市和泉町庄司作9番地7 建物の名称 第二リバブル和泉 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 床面積 1階 191.22 平方メートル 2階 191.22 平方メートル 3階 191.22 平方メートル 4階 154.46 平方メートル (専有部分の建物の表示) 家屋番号 和泉町庄司作9番7の4 建物の名称 104号 種類 居宅 構造 鉄筋コンクリート造1階建 床面積 1階部分 45.57 平方メートル 2 所在 愛知県安城市和泉町庄司作 地番 9番7 地目 宅地 地積 422.77 平方メートル 持分 15分の1 以上登記簿による表示		
総戸数	15戸	駐車場の有無	無し
公法上の規制	工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%		
接道状況	西側 幅員約 8.1 メートル舗装市道 ほぼ等高接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	・公売財産1は、昭和62年11月15日新築（登記による）。 ・令和7年4月17日現在、公売財産1に居住者はいないが、その内部及び専用庭には公売財産所有者及び第三者の動産類がある。		
管理状況等	公売財産の管理は、管理会社である株式会社合人社計画研究所岡崎営業所が行っている。 公売財産の買受人は、「第2リバブル和泉管理規約」に基づき、所有者の権利義務を承継する。 公売財産の管理費等については、次のとおりである。 (1) 管理費 月額 6,000 円 (2) 修繕積立金 月額 10,100 円 (3) 引落手数料 月額 108 円 (4) 水道料金 2 か月ごとに管理規約に基づき算出した金額を支払 なお、令和7年4月30日現在、管理費等 409,388 円（2023年8月31日支払期限から2025年4月30日支払期限までの分）が未納である。		

売却区分番号	1021-2		
見積価額	¥680,000	公売保証金	¥100,000
	管理規約その他の内容については、当該管理会社に確認すること。 管理会社：株式会社合人社計画研究所岡崎営業所 電話番号：0564-65-6236		
特記事項	・公売財産1の内部は、傷、汚れ等が複数ある。 ・公売財産2は、共有者16名の内、1名分の共有持分15分の1の公売である。 ・敷地外駐車場は、管理会社が募集を行っていることから、空き状況等については、管理会社に確認すること。 ・公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。		
住居表示等	愛知県安城市和泉町庄司作9番地7		
最寄駅等	名古屋鉄道 西尾線 南桜井駅 北西約2.5キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご注意ください だく事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。 ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは全て買受人の責任において行うことになります。 ・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。		
陳述書等の提出 について	・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。 なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必		

売却区分番号	1021-2		
見積価額	¥680,000	公売保証金	¥100,000
	必要があります。 また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。		

売却区分番号

1021-2

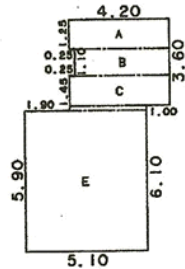


売却区分番号

1021-2

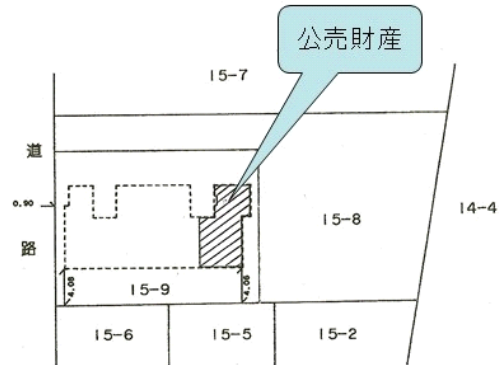


建物の存する部分1階
建物番号 104号

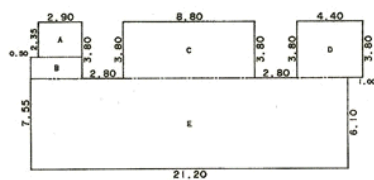


求積表

A	1.25 X 4.20	=	5.2500
B	1.10 X 3.95	=	4.3450
C	1.25 X 4.20	=	5.2500
D	0.20 X 3.20	=	0.6400
E	5.90 X 5.10	=	30.0900
合計			45.5750
床面積			45.57㎡



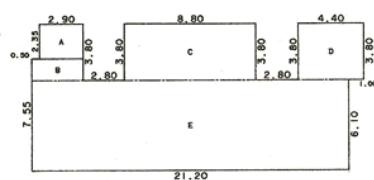
1 階



求積表

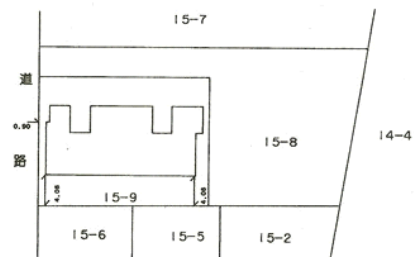
A	2.35 X 2.90	=	6.8150
B	1.45 X 3.40	=	4.9300
C	3.80 X 8.80	=	33.4400
D	3.80 X 4.40	=	16.7200
E	6.10 X 21.20	=	129.3200
合計			191.2250
床面積			191.22㎡

2 階



求積表

A	2.35 X 2.90	=	6.8150
B	1.45 X 3.40	=	4.9300
C	3.80 X 8.80	=	33.4400
D	3.80 X 4.40	=	16.7200
E	6.10 X 21.20	=	129.3200
合計			191.2250
床面積			191.22㎡



売却区分番号

1021-2

建物間取図（概略）



※この間取図は概略を示すためのものであり、現状と異なる場合があります。



売却区分番号

1021 - 2

